

博士論文の要約

氏 名 春藤 献一

論文題目 戦後日本の動物愛護—動物(犬・猫)愛護運動と動物保護管理行政—1947—2000

日本で初めてのまとまった内容を持つ動物保護法「動物の保護及び管理に関する法律」(1973年成立、以下動物保護管理法あるいは法)は、結果的に行政が大量の犬・猫を殺処分する状況を作り出した。

なぜ動物保護法が、動物の大量殺処分を行わせたのか。この問いが本研究の中心的課題となる。この実態解明を目的として本研究は、太平洋戦争後の日本で行われた動物愛護に関する諸活動を検討する。

この作業を通じて、特に次の3つの要素に着目した。1.法に基づいて行われた政務、「動物保護管理行政」の実態。犬・猫の殺処分は、都道府県等が実施したものであることから、特徴的な事例を取り上げる。2.法の立法過程。法案条文策定には動物愛護団体が参画したことから、団体と法との関連性を明らかにした。3.法の動物愛護理念の由来。同法は第1条に法の目的を掲げるが、そこに示された理念は、占領下日本で成立し立法運動をリードした日本動物愛護協会が、自ら掲げていた理念を、法の条文へと援用ないし「転写」したものであったことが判明した。

本研究では占領下日本を上限とし、動物保護管理法が大改正される2000年を下限とする。21世紀を迎えると、動物愛護を推進する政府の方針も明確になり、社会的関心の高まりに呼応した学術研究も盛んになる。だがそれ以前の半世紀の歴史は、なお先行研究では未踏査のまま残されている。なお本論文においては、犬・猫の取り扱いを中心に論じる。それ以外の家畜や愛玩動物は、本論文が扱う動物愛護運動や政務の主要な対象から外れるためである。

第1部では、日本動物愛護協会(以下愛護協会)について考察する。戦後初めて成立した動物愛護団体である同協会は、日本占領が終結したのちの1955年に改組される。協会の成立から改組に至る経緯の解明が、ここでの目的である。

第1章では愛護協会の成立史を論じる。本協会は戦前の日本に存在した動物愛護団体の役員を含む英米日人によって企画され、占領軍が関与して1948年に設立された。その理念には動物愛護精神の普及活動を通じて平和社会構築へ貢献する旨が謳われる。その背景には、戦争を経験した創立者の願いや、占領下という特殊な社会状況の影響があったことを解明した。

第2章では愛護協会の会員等の変遷、初期の事業について事実関係の検討を行い、それに基づき、第3、4章では、協会の運動をより具体的に論じた。

第3章では動物愛護精神の普及活動を取り上げる。動物愛護週間は戦前にも諸団体により行われた年中行事であるが、こうした行事に対し、愛護協会の外国人役員は、当初消極的であった。しかし1951年のガスコイン会長離日関連行事を一つの契機とし、以降は児童への動物愛護精神の普及行事が展開されたことを、当時の資料から裏付けた。

第4章では1951年に開院した愛護協会の動物施療病院を取り上げた。ここには犬・猫の収容所も併設され、同時代のパイロット・ケースとして画期をなした。

しかし第5章でも検討するように、愛護協会では資金の不足から内部において事業方針を巡る対立が生じる。これがひとつの要因となり、1955年の改組へと至る状況があったことも明らかにする。

第2部は、1955年の愛護協会の改組から、動物保護管理法が成立する1973年を区切りとし、動物愛護運動の方向性とその社会的背景について論じた。

第5章では、1956年に愛護協会から外国人グループが独立して成立した日本動物福祉協会の成立史を再構成し、実験用犬の飼育環境改善のために、新組織が必要とされたことを明らかにした。

第6章では、立法運動の中核を担う愛護協会の性格を見極めるため、同協会の代表的な事業を2つ取り上げた。1つ目は、1958年に南極に置き去りにされた樺太犬を記念する銅像の設置運動であり、2つ目は動物病院・収容所事業である。愛護協会は動物愛護精神の普及事業を行うとともに、動物愛護を目的とした動物収容所の運営ノウハウを豊富に持つ組織であったことも判明した。この収容所運営の経験は、次章に見るとおり、後の行政に大きな影響を及ぼすことになる。

第7章では「動物保護管理法」の立法過程を取り上げ、法案の変遷を検討した。特に犬・猫を殺処分する状況を作り出す要因となった同法第7条の「引取規定」は、愛護団体側が当初作成していた、犬・猫の飼い主側に行政等への引取依頼を義務付ける規定が、行政側に引取りを義務付ける規定へと変容したことを解明した。このことから、法案にみられる引取規程は、愛護協会が動物収容所を運営してきた実績に裏打ちされたものであった、との推測を導いた。

第3部では、1973年の同法の成立以降、その改正法である「動物愛護管理法」の施行(2000年)までを範囲とし、動物保護管理行政の政務の実態について論じた。

第8章では法の施行過程を分析した。法7条の引取規定は、横行する遺棄の抑止を目的としていた。しかし財政手当の不足から混乱を招き、また、猫の終末処理への現場の拒絶感情が、混乱に拍車をかけていたことも、当時の資料から浮かび上がった。

そこには地域差も関わる。第9から11章では、自治体によって取り組みに違いの見られることに配慮しつつ、顕著な事例を取り上げ、対応の差異が発生した原因、社会的反響などを検討した。

まず第9章では東京都を取り上げ、1978年に発生したペット猛獣による死亡事故を契機に動物保護管理条例が制定されたこと、猫の屋内飼養を求める規定が愛猫家による反対運動により盛り込めなかったこと等を明らかにした。

第10章では、京都府が動物保護管理法に2年先駆け、法と整合性がある動物保護管理条例を制定していた事例を取り上げ、その社会状況を明らかにした。

続く第11章では、静岡県旧島田市等の自治体を取り上げた。旧島田市は1976年に要綱を定め、猫の登録制と捕獲器の貸出しを実施していた。政府は同様の要綱を全国の自治体に周知し、猫の登録や捕獲を事実上認めていた。またいくつかの自治体では、要綱等を持たないまま、野良猫用の捕獲器の貸出しを行っていたことも明らかとなった。

これらの議論から本論文の問いに立ち戻り、以下の結論を導いた。すなわち、動物の保

護・管理・愛護を謳う法の下で犬・猫を大量に殺処分するという状況は、法が変容したのではなく、むしろ必然の経緯であった。なぜならば、犬・猫の処分は引取りに伴う副次的な措置であるが、もとより愛護協会の動物収容所や、行政の犬抑留所等の運営状況から判断して、引取った動物の多くを殺処分しなければならないことは、関与した国会議員のみならず、動物愛護団体や立法府、行政府もまた、十分に予見できていたもの、と推測されるからである。犬・猫の引取りは、遺棄を容認しない動物観という社会意識の形成を促すために用いられたひとつの「手法」であり、殺処分は、引取りに伴う止むを得ない副作用として、暗黙のうちに同意されていたものではなかったか。これが本論文の提案する仮説である。

2012年以降、殺処分を容認しないという動物観が立法上でも確立されている。本論文はそれに至る半世紀におよぶ経緯を跡付けた。他方、1948年に提唱された、動物愛護と平和を結びつけた理念は、立法運動で法に「転写」され、2019年6月に成立した改正法でも維持された。この理念は戦後日本を貫く有力な思潮の一つとして、社会に浸透を果たしたものと本論文は結論する。